

津波避難計画

須 崎 市

はじめに

南海地震は、過去100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次の南海地震は、21世紀前半にも非常に高い確立でその発生が懸念されています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸域に巨大な津波が来襲し、甚大な被害を与えました。

須崎市でも、西日本最大となる津波高を記録するなど、リアス式海岸特有の地形から津波に対して非常に弱く、津波の来襲となれば、過去の記録からもわかるように、甚大な被害が想定されます。

津波から命を守るため、市民一人ひとりが「津波から逃げる」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに安全な高台等へ迅速に避難することを目的に「津波避難計画」を作成しました。

第1章 総則

第1節 計画の目的

1 目的

この計画は、次の南海地震に伴い発生する津波の災害から地区住民等の生命及び安全を確保するための避難計画であり、基本的な対策を策定することにより、地区住民や地区内事業所等の津波避難対策に資することを目的とする。

2 想定する津波浸水予測

この計画の基となる浸水区域、浸水深、津波到達時間は、高知県から平成24年12月に示された発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波浸水予測とする。

第2節 計画の修正

この計画は、須崎市が作成する津波避難計画と整合性を図るため、必要に応じ、適宜修正を行なう。

第3節 用語の意味

1 津波浸水予測区域

地区内の陸上に津波が遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲をいう。

範囲の指定にあたっては、「高知県版第2弾南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」及び「須崎市南海地震津波対策検討会報告」とともに、過去の地震による津波浸水記録・文献等を活用する。

2 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

地域の指定にあたっては、津波浸水予測区域をもとに、地区の港湾における防波堤、防潮堤、護岸などの防災施設と津波高を勘案し、津波に関する危険地域を設定する。

3 避難経路（避難道）

避難する場所までの経路・道をいう。

4 緊急避難場所

標高（海拔）20m以上に避難可能であり、地域の実情に応じた避難場所をいう。

5 2次避難場所

避難対象地域外で市が定める場所をいう。

情報機器、非常食糧、毛布等が整備されていることが望ましい。

6 避難方法

避難行動は徒歩避難を基本とする。ただし、避難行動を自ら行なうことが困難な人が多数の高齢者施設では、実情に応じて最小限の車両を活用する。

また、地区内で車両活用の適否を検討し、避難行動のルールづくりに努める。

7 災害時要援護者

須崎市災害時要援護者避難支援計画に定められた災害時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行なうことが困難な人をいう。

8 要援護者避難目標地点

災害時要援護者が津波の危険から避難するために、緊急避難場所付近にとりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも避難場所とは一致しない。

9 地域防災連絡協議会

地域全体で防災対策の検討・実践等を行うために、自主防災組織や町内会（自治会）、学校、保育園、事業所等で組織された会をいう。

第2章 避難計画

第1節 津波浸水予測区域・避難対象地域

1 津波浸水予測区域

地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、過去に津波浸水を受けた地域や国・県・市等の津波浸水に関する調査により浸水区域として予測される地域であり、各地区は次のとおりである。

| 地区名 | 地域名 |
|-------|---|
| 須崎 | 市街地全域、池ノ内 |
| 新莊 | 新莊川流域 |
| 安和 | 地区全域 |
| 多ノ郷 | 市街地全域、神田（轟除く）、押岡、和田、宮ノ下、中ノ川内、正ノ岡、東川内、岩永、串ノ浦、箕越、久通 |
| 吾桑 | 桜川流域 |
| 南 | 地区全域 |
| 浦ノ内北岸 | 埋立、灰方、深浦、塩間、出見、立目、摺木、横浪、中平、大島、清水、長万、大星、土取、中ノ谷 |
| 浦ノ内南岸 | 下中山、今川内、浦場、福良、池ノ浦、須ノ浦、鳴無、坂内、菅 |
| 上分 | 遅越、落合 |

2 避難対象地域

避難対象地域に係る避難経路、要援護者避難目標地点、緊急避難場所は、別表のとおりとする。

また、避難方向・浸水時間・浸水深はハザードマップに基づく。（別図参照）

【世帯数・人口は平成 24 年 12 月 31 日現在のものです。】

第 3 章 津波避難対策

第 1 節 避難勧告、指示の発令基準等

避難勧告または指示の発令基準は以下のとおりとする。

- (1) 高知県中部で震度 5 弱以上を観測する大地震が発生した場合。
- (2) 高知県に津波警報及び大津波警報が発令された場合。
- (3) 震度 4 以下であっても、100 秒以上のゆっくりとした揺れを観測した場合。
- (4) その他、災害が発生する恐れがあり、特に必要と認める場合。

第 2 節 津波対策の教育・啓発

津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について津波防災啓発を行うとともに、地域住民はもとより児童、生徒への啓発及び体験学習等を実施する。

また、地域防災連絡協議会が実施するタウンウォッチング等により避難地や危険箇所等の確認を行う。

地域の防災普及啓発やワークショップの運営が担当できるリーダーの養成に努める。

第3節 避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を地域内で実施するように努める。

第4節 その他の留意点

1 災害時要援護者の避難対策

避難対象地域内における災害時要援護者等の現状把握に努めるとともに、情報伝達、避難誘導等の避難支援が受けられる体制を検討する。

また、要援護者避難目標地点及び緊急避難場所への避難誘導・支援等に当たっては、消防団等と連携し、協力体制を構築する。

2 各種団体との連携

地区内の関係団体と連携して、市外から訪れる買物客や観光客、釣客等に、避難対象地域や緊急避難場所、避難方法等、津波避難対策の周知を図る。